

# 名主座における村落内身分の研究

蘭部寿樹

A Study of the Local Status of Villagers in the Myoshu-za

はじめに

- ① 中国地方における中世前期の惣荘祭祀
  - ② 名主座の成立
  - ③ 村落内身分としての名主頭役身分
  - ④ 名主頭役身分の家格への変質
- おわりに

## 【論文要旨】

名主座は、「名または名主を基礎単位として頭役を営み、複数の名または名主から構成され、薦次階梯的要素が希薄な、中国地方の宮座」と規定されてきた。本論文は、この名主座を村落内身分の観点から検討したものである。

まず中国地方の中世前期惣荘祭祀が、古老・住人身分集団による宮座祭祀であったことを示した。この惣荘宮座祭祀が変質して、一四世紀初頭に名主座は形成した。その背景には、名の変質と山野・用水などの共同利益と名との関連がみられた。名主座成立の徴証とされる頭文は、宮座の「自主性・自治制」を示すものではなく、名を再編成した結果、社家などの主導により作成された文書であった。

名主座は、村落内身分である名主頭役身分の者たちが連合して運営する宮座であった。また名主頭役身分の応分負担は、薦次成功身分の成功（直物負担）に相当するものであった。そのために、名主座には薦次階梯的な要素が発達しなかった。

一六世紀後期、中国地方の村落において家が普遍的に成立した。この家を基盤とする座外の村落内勢力と名主座との間に確執と妥協がみられた。その結果、近世において名主頭役身分は家格を示すものへと変質し、名主座は家格維持の権威的な機構となった。

最後に、名主頭役身分の成立時期、名主頭役身分の身分特権のありかた、神田没収の村落財政上の影響とその対応策、家格制の深化や変化のありかた、宮座「解体」後の実態、及び名主頭役身分の分布範囲などの課題を提示した。

キーワード 名主座 名主頭役身分 惣荘宮座 家格制 頭文

## はじめに

かつて肥後和男氏は、岡山県の宮座を「名主座」と名付けた。肥後氏は、名主座を「名主が名(みょう)を代表して、神拝の座に列する」との規定した<sup>①</sup>。また名の名称をもたなくとも、名主座と同様の構造をもつ祭祀組織も、「擬名主座」として、広義の名主座の範囲に含めている。

この肥後氏の研究を承けて、中世前期から近世の史料を広く渉猟して宮座と名の関係を追求したのは、藤井昭氏であった。藤井氏は、畿内近国の宮座と比べて、年齢階梯的な要素が希薄である点を指摘している<sup>②</sup>。

藤井氏が名主座の事例として検討したのは、美作国(弓削荘)、備後国(杭荘・地毗荘・泉田荘)、安芸国(沼田新荘・乃美郷・久島郷)、周防国(賀保荘)等に及ぶ。すなわち岡山県、広島県、山口県にわたる地域の事例である。

また山陰地方、四国地方及び兵庫県における、近現代の民俗事例のなかには、トウヤ祭祀はみられるものの、名主座はみあたらない<sup>③</sup>。

したがって、いまのところ、名主座は、中国地方、特に山陽地方に分布する宮座であるといえよう。

肥後・藤井両氏の研究をまとめると、名主座とは、「名または名主を基礎単位として頭役を営み、複数の名または名主から構成され、階梯的要素が希薄な、中国地方の宮座」と規定できる。

ところで、この名主座は、歴史的にみて、畿内近国の宮座とどのように関連するのだろうか。

そこで、名主座を村落内身分の観点から検討することにより、この問題に迫りたいと思う。村落内身分とは、「村落集団によりのおの独自の認定・保証され、一義的にはその村落内で通用し、村落財政により支えられた身分体系」である<sup>④</sup>。

本稿では、従来の肥後氏・藤井氏らの実証研究に学びつつ、名主座における村落内身分のありかたを検証する。これにより、畿内近国の宮座との比較などから、中国地方の宮座を歴史的に位置づけたい。

### ① 中国地方における中世前期の惣荘祭祀

まず、中世前期における中国地方の惣荘祭祀のありかたを、同時期の畿内近国の惣荘宮座と比較しながら検討する。

中国地方の中世前期惣荘祭祀には、

- ① 免田を基盤として頭を廻るもの
- ② 名の組み合わせによる一定面積の田畠を基盤に編成された頭を廻るもの

の二種類があると、藤井氏は指摘している<sup>⑤</sup>。そして①・②いずれも、宮座ではなく、「免田を基盤とした頭役制祭祀」だと規定する。

藤井氏によると、宮座は頭人たちの結合に自主性・自治制を有するものであり、宮座成立の目安として座衆一同が会する直会が存在することを条件としてあげている。中国地方において具体的には、名田畠を編成した頭役を記載した頭文が成立する一四世紀に、宮座が成立するとしている。

はたして中国地方の中世前期惣荘祭祀は、宮座ではないのだろうか。そこで注目したいのは、中世前期における「百姓等」の共同行動である。

中国地方に接する瀬戸内海・四国地方の事例であるが、伊予国弓削島荘は、中世前期における村落共同体研究の絶好のフィールドとして研究されてきた。この弓削島荘では「百姓等」という形で領主への解・申状が作成されていた。これは、「住人等」集団が「百姓等」という形で上申をしていたことを示すものである<sup>⑥</sup>。

弓削島荘名主には、「交易島」という名主給島と塩浜保有、名田畠、

持分化された山林という特権があったことを島田次郎氏は指摘している。<sup>(7)</sup>これは、小百姓層に対する、名主の身分特権である。この名主の身分特権は、かつて指摘したように、開発集団である古老・住人身分のもつ特権と同様のものなのである。<sup>(8)</sup>

弓削島荘「百姓等」の起請文罰文には、「弓削嶋七社大明神はち<sup>(9)</sup>」という記載がみられる。これは、この集団が、弓削嶋七社大明神を結集の核にしていることを示すものである。別の史料には、「飲神水」という表現もみられる。<sup>(10)</sup>

またこの集団には、「古老百姓」がみられる。<sup>(11)</sup>すなわちこれは、この集団が藤次階梯というシステムを有していることを示している。

以上の点から、弓削島荘百姓等の背景に、藤次成功身分である古老・住人身分組織があり、これが荘鎮守祭祀の集団でもあることが推定される。このことから、伊予国弓削島荘の惣荘祭祀は、畿内近国と同様の、惣荘宮座祭祀であると考えられる。

弓削島荘の例をふまえて、中国地方の状況をみてみよう。

中世前期、中国地方の各地でも、「百姓等」による申状の提出などがなされている。時代順にみていくと、一二三三（天福元）年、一二七四（文永一一）年の両年、備後国太田荘では、「百姓等企逃散」、「百姓等自然缺出来」というように、百姓等による逃散が企てられている。<sup>(12)</sup>これは百姓等申状の提出ではないが、それにつながる共同行動といえよう。実際、くだって一三〇〇（正安二）年には、同荘の荘官百姓等が解状を提出している。<sup>(13)</sup>

一二二七（嘉祿三）年には周防国多仁荘の友延ら二七人が百姓等解を、一二四一（仁治二）年の安芸国安摩荘では「百姓等分」として貞友ら一人と荘官とが共同で解文をだしている。<sup>(14)</sup>

一三〇〇年代にはいと、周防国樞野荘、備前国金岡東荘、備中国上原郷などでも、百姓等申状がだされている。<sup>(15)</sup>

このような百姓等活動の背景に、住人等としての共同組織があることは、中国地方でも確認できる。

はやく一世紀中期から、「年来住人等領田島」、「年来住人打開領田島」とか「寺家所司三味僧并及在家住人等、従往古以降、国役公事所全不動仕也」というように、住人等集団の開発行為や対捍活動がみられる。<sup>(16)</sup>

住人等：妻<sup>(17)</sup>皆交山野之中、更無住私宅

これは、一二二一（承久三）年、地頭代官に抵抗する、安芸国世能荘の住人等集団の姿である。

このような住人等の動きは、畿内近国の住人等と同様のものである。在地の共同組織が藤次階梯的なシステムをもっていたことも確認できる。安芸国沼田新荘、一二六六（文永三）年の史料には「新庄古老人等」がみえるし、ややくだる一三一七（文保元）年の備後国地毗荘にも「古老之百姓」の存在が確認できる。<sup>(18)</sup>

以上の点を前提に、惣荘祭祀の具体像をみてみよう。

一庄内諸社

八幡宮 大歳神

件二社者、於庄官百姓等之経営、恒例神事勤行之云々者、

守御配分之旨、両方寄合、可令勤行之<sup>(19)</sup>

これは、一二三五（嘉禎元）年、安芸国三入荘における惣荘祭祀のありかたを示した史料である。荘官と百姓等がこの祭祀を共同で「経営」していることが読みとれる。

藤井氏は、この祭祀を共同体的な組織とはみなさない高牧實説を否定し、地頭の経営の中へ村落共同体の機構を包含し従属させたものとする黒田俊雄説を支持している。<sup>(20)</sup>しかし藤井氏がこれを宮座とみとめないのは、この祭祀組織が地頭の支配下にあることから、同氏のいう「自主

性・自治制」という規定に抵触しているためということなのであろう。

確かにこの嘉禎元年の史料したいが地頭得分田畠等の配分注文であり、三人荘内の諸社が地頭の支配下にはいつていることは事実である。ただし注意しなければならないのは、この「庄内諸社」の箇条における地頭得分等の配分は、実質的には祭祀権益の配分なのである。この祭祀権益の基底には、「庄官百姓等之経営」による「恒例神事勤行」が存在するのである。何らかの支配下にある祭祀すべてに「自主性・自治制」がないというのであれば、前近代社会におけるすべての祭祀には「自主性・自治制」がないことになってしまう。

また藤井氏は、この祭祀が荘官と百姓等との共同経営である点を問題視しているのだろうか。中世における多くの宮座祭祀では、何らかの形で荘官が関与している。歴史的にみて、荘官（またはその後裔）の関与が全くなかったという宮座はありえないだろう。

百姓等の自主的な共同活動が広汎にみられる中国地方において、たとえ地頭の総体的な支配下とはいえ、「庄官百姓等之経営」による「恒例神事勤行」を宮座とみることは、藤井氏の論法でも可能であろう。現に藤井氏は、この祭祀組織に村落共同体の機構を見出している黒田氏の議論を支持しているわけでもあるのだから。

また藤井氏の中世前期惣荘祭祀＝頭役制説では、当該期に広汎にみられる「住人等」「百姓等」の共同行動が、結集の核としての祭祀組織という基盤をもたないものになってしまう。前近代、とくに中世の社会集団と祭祀との密接な関係からみても、そのような事態は想定しがたい。

以上の点からみて、中国地方の百姓等の動きは、畿内近国と同様に、村落内身分集団である古老・住人身分集団をベースとしたものといえる。したがって、中国地方の中世前期惣荘祭祀は、古老・住人身分集団による宮座祭祀であり、その点で畿内近国の中世前期宮座と同質な存在でみなすことができる。

中世前期惣荘宮座は、古老・住人身分集団による祭祀であり、古老・住人身分は荘園公領的な身分秩序においては名主身分の者に相当する<sup>21</sup>。したがって、中世前期惣荘宮座は名主による宮座ということもできる。

一方、名主座も、冒頭にあげたように、「名または名主を基礎単位として頭役を営み、複数の名または名主から構成」されている。

しかし、中世前期惣荘宮座には、「古老」にみられるような騰次階梯的な要素が明確であるのに対して、名主座では一般的に騰次階梯的な要素は希薄である。

したがって、中世前期惣荘宮座と名主座とは似てはいるが、本来的に別の組織と考えるべきである。

それでは、畿内近国と同様な中世前期惣荘宮座をもつ中国地方において、名主座はいつ、どのようにして形成したのであるだろうか。

## ②名主座の成立

前述したように藤井氏は、一四世紀における頭文の形成が名主座が成立したことを示すものと指摘している<sup>22</sup>。これは、肥後氏が名主座の早期の例として、後掲する一三〇二（正安四）年美作国弓削荘志呂宮御祭頭文次第写をあげている点とも符合する。このように、一四世紀初頭に名主座が形成したというのは、先学の一致した見解である。

前述の通り、中世前期の頭役制から宮座が形成したという藤井氏の指摘には、従えない。しかし、一四世紀初頭に中世前期惣荘宮座から名主座が形成したという意味において、従来の見解を追認したい。

藤井氏は、名主座形成の背景として、名の形骸化、新名の形成、名の徴税単位としての機能喪失などをあげている<sup>23</sup>。これは、中国地方に限らず、中世前期から中世後期にかけて起こる一般的な事象であり、同時期における宮座展開の背景として妥当な指摘だと思われる。

このことを確認したうえで、頭文を名主座成立の徴証とみる藤井説を検討したい。藤井氏は、宮座の形成を論じるにあたり、宮座の「自主性・自治制」を大きなメルクマールとしていることは前述したとおりである。「頭文にみえるような頭人たちが一つの座につくことになれば、それを宮座と呼ぶことができよう」と同氏は述べている。<sup>(24)</sup>しかし、頭文は宮座の「自主性・自治制」を示すものといえるのだろうか。

右件於山王宮例講者、任先規之旨、各々出仕頭役者、公方并社家共二致御成敗、番帳定置之處也、若此旨令違背、至不參懈怠者、可被處堅罪科、置文之状、仍太略執達如件

応永二十一年甲午八月日

俊政 在判  
于時神主平右京亮盛政 在判

これは、美作国山王宮（現宮地神社）、一四一四（応永二一）年の例講頭役番定書の末尾部分である。<sup>(25)</sup>本文部分では名（みょう）とは呼んではいないが、近貞、久延などの名らしい名称があることから、名主座の頭文とみてよからう。

そこで注意したいのは、この頭文が俊政と神主平右京亮盛政の署判のもとに定められていることである。これは、頭文が社家の主導で決定されていることを意味する。そうであれば、これは、藤井氏のいうところの「自主性・自治制」にそぐわないのではなからうか。

このような頭文のありかたは、山王宮だけではない。肥後氏や藤井氏らが早い時期の名主座の頭文としてこぞってあげる美作国弓削荘志呂宮の一三〇二（正安四）年御祭頭文次第写をみてみよう。<sup>(26)</sup>

#### 志呂宮御祭頭文次第

一番春

助貞一頭

元松一頭（中略）

右守結番次第、毎年無懈怠可令勤仕之状如件

正安四年壬寅三月 日

右衛門尉盛□<sup>(家カ)</sup> 在判  
右衛門尉盛宗 在判  
右衛門尉盛信 在判

志呂宮の頭文でも、右衛門尉盛□ら三人の連署による結番差定がなされている。この三人の署判者には肩付けがないので何者なのか明瞭ではないが、同じ右衛門尉を官途とし、盛を通字にしていることに注意したい。

この頭文には、もう一通、一七二七（享保一二）年の写がある。<sup>(27)</sup>それは、宮内佐渡守橘盛次が書写したものである。この人物も盛を通字にしている。

また一六八九（元禄二）年の寺社奉行宛の志呂神社に関する上書は、「志呂大明神神主 宮内久兵衛」によって、作成されている。<sup>(28)</sup>

したがって、さきの宮内佐渡守橘盛次も同じ宮内姓で盛を通字とする神主一族であろう。そしてこの宮内盛次自身が書写した頭文の右衛門尉盛□・盛宗・盛信らも、志呂神社の神主を中核とする社家集団であることは間違いないからう。<sup>(29)</sup>

このような社家一族の宮座支配は、美作国だけではない。畑中誠治氏の研究によると、中世後期の備後国でも、吉備津神社（備後国一宮）を核とする地域的なネットワークを結んだ社家たちが各地の名主座を主導している。<sup>(30)</sup>同氏の指摘によれば、これらの社家は、国人領主に被官化するような小領主であったという。

以上のように、領主との関連も深い社家の編成や主導による頭文がみ

られる。したがって、頭文そのものが、藤井氏の説くような「自主性・自治制」のある祭祀集団の産物とはいききれない。

つぎに、頭文の内容について検討してみよう。

前掲した弓削荘志呂宮の頭文によると、地頭名または荘官名と思われる助貞名・菊元名も頭役勤仕の名になってはいるが、この両名の田積に関する記載はない。<sup>(31)</sup>

一三二七（文保元）年の備後国地毗庄内某社御祭御頭次第注文写には、各頭一町八段程度の田積に関する記載がある。<sup>(32)</sup> 本来、地頭も頭役を勤仕するが、地頭名の田積は、志呂宮と同様、記されていない。

美作国山王宮の名主座全四八頭のうち九頭をしめているのが、領主名である助貞名である。<sup>(33)</sup> 注目したいのは、助貞名九頭のうち八頭に、「助貞 惣太郎」「助貞 道明」という形で実際の頭役勤仕者の名前がそれぞれ記されている点である。これは、領主名である助貞名が変質または解体したことを示すものである。

頭人 貞依  
有吉 白米二斗四升

明德二年辛未八月一日

頭人 白米式斗四升 安富  
公文御方

応永五年戊寅八月日

頭人 白米式斗四升 倉次  
公文御名代末弘

応永八年辛巳戊寅八月日

頭人 白米式斗四升 国吉  
公文方分太郎丸

応永十一年甲申八月日

頭人 白米式斗四升 恒久  
公文御名十郎太夫

応永十四年丁亥八月日

これは、周防国賀保荘南方八幡宮の頭役帳の一部である。<sup>(34)</sup> 一三九八（応永五）年まで頭役を勤めていた公文名は、三年後の応永八年から、

代理の新頭人をたてるようになった。この頭役帳に「公文名五年宛」とあるように、公文名は五年ごとに頭役を勤める定めとなっていた。ところが、公文名の頭人名が分かる範囲では、公文名分の頭役は毎回違う頭人によって勤仕されているのである。また史料の引用はしていないが、頭人名が分からない場合でも、「公文御名」、「公文方」、「公文御名分」などであり、公文当主ではなく、公文名の分として公文ではない別の頭人が勤仕したことがうかがえる。これらの点から、公文名は実質的に数人の名頭に分割されて保持されているなどの背景が想定されよう。いずれにせよ、本来の公文名の主である公文そのものが、祭祀頭役から離脱していることは明らかである。このように、南方八幡宮でも、領主名の当主が祭祀から離脱していく状況がみられるのである。

前にみた安芸国三入荘の例からもわかるように、中世前期の中国地方の宮座では、荘官や地頭が祭祀集団の一員であった。これは、畿内近国でもほぼ同様である。<sup>(35)</sup>

ところが、中世後期における志呂宮、地毗荘某社、山王宮や南方八幡宮の頭文・頭役帳では、領主（名）が分解・変質して、領主名の当主が祭祀から離脱していく状況がみられるのである。以上の点から、これらの諸社において頭文が作成された重要な契機の一つとして、荘官・地頭などの祭祀からの離脱にともなう、領主名頭役の再編があったものといえよう。

頭文が（再編した）頭役を確定することを主眼とする一方、頭役帳には連年の頭役を記録することに第一義的な意義があるろう。しかし頭役勤仕の記録をとるにも頭役勤仕者を確定する目的がともなうことも想定できる。南方八幡宮祭祀旧記の頭役帳記載が一三九一（明德二）年から始まっているのも、領主名当主の祭祀離脱に対応する頭文の作成と同様の背景によるのではなからうか。

領主名以外の平民名については、名主座成立以前における名のありか

たがいまのところ不明なので、まだ明確なことはいえない。しかし、新名の出現や加地子名主の出現など名の変質に対応して頭文を作成したであろうことも考慮しておいてよからう。

頭文とは、宮座成員の自主性・自治制の徴証ではなく、名の変質や変動に対する宮座の再編策の一環なのである。これはすなわち、名主座が領主名当主の祭祀離脱などの名の変質・変動の結果、形成したものであることを意味している。

この「自主性・自治制」というのは、座衆一同が会する直会が存在することを目安にしていることからみても、他の宮座規定における「一座制」ということとほぼ同じことであろう。そもそも「自主性・自治制」や「一座制」によって宮座を規定すること自体、再検討する必要があると思われる。この点についてのさらなる論究は、他日を期したい。

ところで、前述したように、名の形骸化、新名の形成、名の徴税単位としての機能喪失などは、中国地方にとどまらず、畿内近国でも一般に確認できる事象である。それでは、中国地方では、これらの事象がなぜ名主座の形成につながったのであろうか。いいかえれば、中世前期から後期への展開のなかで、乙名・村人身分への道をたどるか、名主座への道をたどるか、その分岐点は何かということでもある。

この問題を解明するにあたり、重要なのは、山野・用水などの共同利益をどのレベルの村落集団がおさえているかという点である。惣荘レベル、個別村落レベルのいずれにかかわらず、山野・用水などの共同利益を基本的におさえている集団が基幹的な村落となる。<sup>(36)</sup>この点を中心に中世前期から後期への村落の展開を整理しよう。

(A) 個別村落レベルで共同利益をおさえている場合

個別村落が基幹村落として発展し、基幹村落を軸に乙名・村人身分が形成する。畿内近国の村落宮座がこれに該当する。

(B) 惣荘（惣郷）レベルで共同利益をおさえている場合

この場合は、惣荘（惣郷）レベルが中世後期においても基幹村落として存続する。

① 惣荘（惣郷）レベルで古老・住人の臈次成功身分が發展していき、乙名・村人身分が形成する場合

筆者が調査した範囲の事例では、紀伊国荒川荘や大和国竜門惣郷がこれに相当する。<sup>(37)</sup>

② 惣荘（惣郷）レベルで維持される名体制に固着する形で用益権の留保がなされている場合

中国地方の名主座がこれに該当する。中世前期にみられた臈次成功身分は發展せず、名に固着した形で村落内身分が展開する。

以上の整理から、(B)②が名主座が形成するケースということになる。

このように、名主座の形成は、中世前期から中世後期にかけて展開する、宮座の地域的な発展の一形態なのである。

頭文を指標とすれば、名主座は一四世紀初頭に形成したことになる。一方、畿内近国の乙名・村人身分は一三世紀中期に成立する。<sup>(38)</sup>すなわち中国地方における中世後期村落の形成は、畿内近国より半世紀のタイムラグがあることになる。ただし頭文の作成は、名の変質に対する対応であるから、それ以前に名主座が形成していた可能性は大いに考えられる。名主座の形成が一四世紀初頭よりどれほどさかのぼるか。この点については、今後の課題としたい。

さて、この名主座は、名に固着する形で發展した宮座である。そこには、乙名・村人身分とは異なる形態の村落内身分が存在したものとと思われる。

そこで次に、名主座における村落内身分の問題を考えてみたい。

### ③ 村落内身分としての名主頭役身分

名主座の構成員は、名に固着しつつ、頭役を勤仕している。そこで名主座の構成員のもつ村落内身分を「名主頭役身分」と命名したい。

まず、この名主頭役身分を、中世前期の名主身分と比較してみよう。

中世前期の名は徴税単位であったが、中世後期、名主座の名は必ずしも徴税単位ではない。もちろん、中世後期における荘園の名が徴税単位としての機能を維持するように、名主座の名頭が徴税単位としても機能している場合も考えられる。しかし、それは名頭にとつては第一義的な要件ではないのである。

備中国新見荘では建武年間（一三三四～一三三八）以降、名にかわつて村が年貢取体になると、我妻建治氏は指摘している<sup>(39)</sup>。そうした状況下でも、新見荘の名は存在し続けている。徴税単位という本来の機能を失いつつも名が存続しているということは、その名には別な機能があることを想定せざるを得ない。その別な機能とは、祭祀頭役の勤仕なのである。徴税単位としての機能を弱めたり喪失したりするかわりに、祭祀頭役勤仕が名の第一義的機能として重要な意義をもつことになったというわけである。したがって、村落内身分である名主頭役身分は、徴税請負者であることを必須の要件とはしない。

前掲の美作国山王宮例講頭役番定写には、次のような頭番編成がみられる<sup>(40)</sup>。

九	番、以下同じ） 國光 弘守	十	々々 眞安 弘介
十一	々々 時貞 道明	十二	々々 近久 又三郎
十三	々々 助貞 右近三郎 國包 三郎四郎權守	十四	々々 眞利 道一

ここでは、一番に二名が編成されている。注意したいのは、名の下に人名が記載されている点である。たとえば、九番は國光(名)と弘守(名)だが、一三番は助貞(名)の下に右近三郎、國包(名)の下に三郎四郎權守がみえる。領主名の助貞(名)が二番の道明、一三番の三郎四郎權守の二箇所にみえるように、名の下に人名は本来の名主ではなくて、恐らく作人などが台頭してきたものであろう。これは、前にふれた領主(名)当主の祭祀組織からの離脱を示すものでもある。

文明元己丑	國吉名 恒吉名	同二戊子	安富名 松永名
同三辛卯	公文名孫八 有吉名長安寺	同四壬辰	吉富名重富 益富名地頭分
同五癸巳	松富名補陀寺分源左近 永富名五藤大夫	同六甲午	倉次名 四郎丸名

これは、周防国賀保荘南方八幡宮祭祀旧記のなかの頭役帳の一節である<sup>(41)</sup>。二名主で頭役を勤めていた。前述したように一四〇一（応永八）年から、公文名に代理の新頭人をたてるようになった。そして一四七一（文明三）年からは、名の下に必ず頭人の人名が記されるようになる。以後、頭役記載のある一五一九（永正一六）年までに、徐々に名内から新頭人が登場していった。

これらの事例は、従来の小百姓・作人層が台頭し、新頭人となったことを示している。これは、名主頭役身分がこうした台頭する下層民を含み込みながら、旧名とは異なる名の構成へと転換している状況を示すものといえる。

前述したように頭文の作成は、名の（再）編成によるものである。徴税を第一義とする名主身分が変質して、頭役勤仕を第一義とする村落内身分である名主頭役身分が形成する。頭文の成立は、この名主頭役身分の出現を示す徴証なのである。

以上のように、名主頭役身分が固着している名とは、中世前期の名を

のものではなく、このように変質した名なのである。これが中世前期の名主ともっとも異なる点である。

名主座の名が一義的には徴税のためのものではないとすると、名と名主頭役身分との関係はどのようなものであろうか。

名主座において、名田そのものや御当田など名内の特定の田、名主屋敷などの特定の屋敷や大木の本が頭人の資格であり、また頭役祭祀の場となっていた。<sup>(42)</sup> すなわち、名主頭役身分にとって名とは、祭祀をする権利の源泉であるとともに、名主頭役身分の身分標識そのものなのである。

また、名主頭役身分の身分標識である特定の田島や屋敷は、中世前期名主の身分特権<sup>(43)</sup>である名主（給）田島や山林などに淵源するものである。このことは、名主頭役身分の者の多くが、本来の名主身分保持者の末裔または権利継承者であったことを示すものである。

備後国杭荘の久井稻生神社（杭稻荷神社）には、一五九八（慶長三）年の杭稻荷社御祭御頭注文という頭文が残っている。<sup>(44)</sup> これによると杭稻荷神社の御当は、東座（領家座）二三番四六名、西座（地頭座）二一番四三名から編成されている。名ごとに当田があり、ほとんどの名で名ごとの独自の用水池が設定されている。<sup>(45)</sup> つまり、名の当田ごとに独自の水系が成立しているのである。藤井氏は、名の残存にはこのような水利慣行が背景にあると指摘している。傾聴すべき意見だと思ふ。これは、前にみた中世前期から後期にかけての宮座発展の地域類型（B）②のありかたを具体的に示すものでもある。

杭稻荷神社の名ほどに完結的なものでなくとも、各地の名主座における名の御当田そのものが、名主頭役身分の独占する権益であるともいえるよう。

名は、名主頭役身分にとって身分標識であるのみならず、実質的な身分権益を構成するものでもあった。この名主頭役身分の保持する身分特権は、名主座から排除されている小百姓に対する差別として顕現してい

るのである。

名主座は、集団としては名主頭役身分連合という形態をとっている。「名主身分」の継承者であることが、座衆であることの条件である。これは、座の原基形態が名（名主）の連合体であることに基づいている。そして名の実質が変化して、名主頭役身分の集団となっても、連合体としての枠組みを維持し続けている。

そして名主頭役身分は、名主身分の後裔または権利継承者であり、その数は比較的厳密に限定されている。名主頭役身分の者であることにより、鎮守社に対する「名主」の役を勤仕する任務を負っている。

たとえば、備後国地毗莊某八幡宮では、次のような支出規定がなされている。

安国頭	二丁	米四斗	八十文
秋末頭	五反	一斗	廿文
同成俊	五反	一斗	廿文
同末吉	五反	一斗	廿文
同守久 同恒吉	五反	一斗	廿文
近成頭	八反	一斗六升	卅二文
同行平	二反	四升	八文
同実光	五反	一斗	廿文
同宗末	五反	一斗	廿文

安国名は「頭」一人、秋末名は「頭」や成俊ら五人、近成名は「頭」や行平ら四人、それぞれが田積二町分として米四斗・錢八〇文を均等に負担するように編成されていた。<sup>(46)</sup> すなわち地毗莊某八幡宮において名主頭役身分の者は、放生会祭祀に対して、田積一反に米二升・錢四文の割合で均等な支出義務を負っていたのである。

美作国弓削莊志呂宮では、各名が一番五町前後に編成されている。<sup>47</sup> 各番の頭役は一町五反以上の田積がある有力名主が勤めているが、その他の中小名主も田積に応じた負担をしている。

以上のような負担をここでは「名主頭役身分の応分負担」と呼んでおこう。この負担は、頭役以外の支出であり、名主としての資格や名主間の平等性を担保する負担であるといえることができる。

名主頭役身分の応分負担は、頭役以外の支出という点で、藤次成功身分における成功（直物負担）と同等の意味をもつ負担である。その点で、名主頭役身分における頭役と応分負担は、村落内身分における「ならかしの論理」を構成する基盤であるといえる。

ところで、畿内近国の宮座において、藤次階梯的要素を發展させたものは、村落内身分の成功すなわち直物負担であった。畿内近国の宮座では、一三世紀中期から烏帽子成・官途成がおこなわれはじめ、一四世紀中期にはこれらの慣行が村落で一般的になる。<sup>48</sup> 頭役と比肩する財政収入である直物を拡充し村落財政を充実させることにより、宮座における藤次階梯的なシステムを發展させていった。畿内近国では、中世前期の古老・住人身分の藤次成功身分としての特徴を強めていく方向で、中世後期の乙名・村人身分が展開したのである。

一方、名主座においては、名主頭役身分の応分負担が、頭役以外の村落財政収入であった。前述したように、この名主頭役身分の応分負担が、畿内近国宮座の成功に相当するものであった。そのため、畿内近国の藤次成功身分のように、頭役以外に人生の節目節目で烏帽子成・官途成・乙名成などの成功直物の徴収をする必要がなかった。すなわち名主座においては、藤次階梯的システムを發展させなくとも、村落財政収入を確保することができたわけである。これが、中国地方の名主座において、藤次階梯的システムが未発達のまま現在にいたった要因だと思われる。<sup>49</sup>

前述したように、中世前期には宮座に参加していた莊官や地頭は、中

世後期の名主座からは離脱していた。美作国志呂宮、備後地毗莊某村のように領主名は田積記載のない形骸化した頭番に編成されるか、美作国山王宮のように実質的な頭役負担者に再編成されていた。

このような領主名の再編は、得分権化した名の再編のありかたを強く示唆している。得分権化した名、非在莊の加地子名主に対しては、頭番編成から排除するか、実質的な頭役負担者に再編成したのである。いずれにせよ、非在莊の加地子名主を排除する方向で、名頭番の編成がなされていったものと思われる。

このように、莊官・地頭や非在莊の加地子名主が宮座祭祀から離脱することにより、名主頭役身分は村落内身分として純化していったものと思われる。

以上のように、中国地方の中世後期に成立した名主座とは、名主頭役身分の者たちが連合して運営する身分集団であり、名主座の非構成員である小百姓を差別排除する身分体系と規定することができよう。

#### ④名主頭役身分の家格への変質

備後国において、一六〇一（慶長六）年の福島正則検地は、寺領・社領を徹底的に没収した。<sup>50</sup> これが、鎮守社の神田や名の除田に依存する名主座の経営に大きな打撃となったことは明白であろう。畿内近国と同様に、こうした事態は中国地方でも普遍的にみられたことであろう。

このような村落財政の動揺に対して、畿内近国では家役の賦課などによって対応していた。中国地方でも同様の対応がなされたのではと思われるが、まずその前提として、村落内に家が普遍的に形成していた状況をみておきたい。

畑中氏は、備後国の近世村落における小自宮農の一斉独立の画期を一六世紀末から一七世紀初頭と指摘している。<sup>51</sup> これは土地所有や農業経営

の面からみた指摘であるが、これは村落における家の形成と密接に関連した問題である。

畿内近国（近江国今堀郷・丹波国山国荘）においても、一六世紀後期には家が一般的に形成している。<sup>(52)</sup>

したがって、中国地方においても、一六世紀後期には家が一般的に形成していたとみてよからう。

そこで家役などの村落財政補填策だが、いまのところ、当該期の中国地方では家役徴収の史料の徴証を得ていない。

備後国南村八幡宮では、一六六七（寛文七）年、祭祀に係する一ヶ村の村々が村高に依じて名主座に米を支出している。<sup>(53)</sup> この時期の同宮の名頭役は村が請け負っており、名主座としては擬制的な形になっている。したがってこれは極端な事例なのではあるが、座外勢力の負担支出が名主座の経営補填に宛てられていたことを強く示唆するものである。

畿内近国の近世宮座は、座外の勢力との対抗関係により、藤次成功身分から家格制に変質していった。<sup>(54)</sup> 具体的には、中近世移行期を通して年寄衆・座衆身分が変質して近世には家格となったのである。

それと同様の变化が、中国地方の名主座にもみられたものと思われる。すなわち、中近世移行期を通して名主頭役身分が変質し、近世には家格になったと考えられる。この点を具体的に跡づけてみよう。

安芸国豊田郡乃美郷の乃美八幡宮の頭文には、次のように記載されている。<sup>(55)</sup>

十三日二は、にて中間衆 百性座ハリやうとうより合候て仕候

この記載は、一五七七（天正五）年の段階で、「ははのとう」を勤める名主（この頭文では「きう人」〈給人〉と呼ばれている）とは別に、宮座内部に「百姓座」が設定されていたことを示すものである。これは、

台頭する座外の勢力を名主座内にとりこむとともに、それを「百姓座」という形で宮座内差別をしたものといえる。このような座外勢力台頭の背景には、名主座の祭祀経営に対する座外勢力の貢献があったのである。

備後国杭荘杭稻荷神社には、名ごとに当本がいた。その名の当主の他に、近世では「寄当」が存在したことが確認できる。<sup>(56)</sup> 寄当は、祭祀から排除されていた者を名主座のなかに取り込んだ結果である。そして、当本と寄当との間には身分差別があったのである。

このように台頭する座外勢力を宮座内部にとりこみつつ、その一方で「ははのとう」と百姓座、当本と寄当というような身分差別が設定されていたのである。

そしてこの身分差別は、家に固着する形で固定されていた。

安芸国沼田新荘田万里八幡宮の一五四八（天文一七）年の史料にみえる田万里景仁名は、「とうのもと」を勤める名であった。藤井氏によると、この景仁名は文政年間（一八一八年～一八三〇年）に「京仁名」という表記でみえ、それが「京仁」という屋号になっているのである。<sup>(58)</sup> これは、名すなわち名主頭役身分が特定の家に固着していることを示すものといえよう。

備後国杭荘杭稻荷神社宮座の「座頭」は東座の貞久名・西座の国時名に、また「触れ頭」も東座の光宗名・西座の助歳名に固定されている。座頭はともに正面に向かって右端の座に着き、触れ頭は当番の一切を指導する。<sup>(59)</sup> いずれも宮座のリーダー的存在であり、その点で畿内近国宮座における乙名や年寄衆に相当するものといえよう。

ここで注意したいのは、その宮座の指導的立場が、特定の名に固定されている点である。前述したように、名主座では、藤次階梯的システムは未発達であった。それに加えて家格の固定化により、座頭・触れ頭の役が特定の名主家に固着したのであろう。

また美作国久米郡打穴村宮代神社では、本座の他に太郎座・流れ座が設置されていた。<sup>(60)</sup>本座は名座（名主家の座）であり、太郎座は本座の分家株、流れ座は分家株のそのまた分家株であった。太郎座・流れ座として、分家株を名主座に取り込んだわけである。この分家はあくまで「株」であり、実際の血縁関係をともなわなくとも成り立つものである。「流れ」座という名称も、そのことを暗示している。ここでは新座という形で、座外の者を名主座のなかに取り込んだのである。これによって、名主座内部に、本家・分家・又分家という家格差が設定され、それが株という形で固定されているのである。

これは、名主頭役身分が特定の家に固着するとともに、それぞれの家の格差も固定されていたことを意味する。これこそが、名主頭役身分の家格への変質を示すものであろう。

名主頭役身分の家格化は、名主座が家格制維持の権威的機構へ変質したことを意味する。名主座の家格制は、座外の者を下位におしとどめ排除し、宮座内でも本頭・寄頭、本座・新座という形で差別を維持する身分序列の機構だったのである。

名主頭役身分が家格化して株として固定される点は、はやく宮本常一氏も、岡山県円城村の気喜神社や松尾神社の事例で指摘している。<sup>(61)</sup>家格は、株として一層強固に固定されていったのである。

家格制の展開にもなつて、一方では名主頭役身分の主導とはいきれない事態もみられるようになった。

備後国地毗荘の三河内八幡宮、一五三七（天文六）年の座配并祭田注文では、左座・右座・上座・中座がみえ、頭本と寄頭が存在していた。<sup>(62)</sup>ところが、一六七三（寛文一三）年の段階では、寄頭は複数の頭本に属しているのである。<sup>(63)</sup>頭本と寄頭の関係がかなり弛緩してきたのがうかがえる。

また近世の備後国上村八幡宮では、名内で複数の当人が輪番で頭役を

勤めるようになっていた。<sup>(64)</sup>名内部における本来の名主の隔絶した地位が崩れてきている。

これらは明らかに名主座内における名主頭役身分の主体性が崩れつつあることを示すものといえよう。家格制が変化してきたのである。

家格制形成や家格制変化の背景には、名主座と対立する座外の勢力の伸張という問題があった。

前にふれた備後国南村八幡宮であるが、一六六七（寛文七）年には、名を個別の家ではなく、村が勤仕するようになった。<sup>(65)</sup>いわば、名当屋の村請である。

美作国弓削荘の故地・上弓削村にある厨谷神社の御前座は、一五番で両頭をつとめる名主座であった。ここでも、一六九〇（元禄三）年には、名を個別の家ではなく、村が勤仕するようになった。<sup>(66)</sup>

このような動向は、近世村落そのものが名主座に対立し、さらにはそれを凌ぐ勢力となつていたことを示唆するものである。

一八二六（文政九）年、安芸国田万里村（沼田新荘の故地）の田万里八幡宮の名主座は、名または分割名・新名あわせて二九名・二九家で構成されていた。<sup>(67)</sup>これは、当時の田万里村全戸数二二二戸の一二％にすぎない。この地ではいまだ、全戸の一割に過ぎない名主座の家が、中世以来の権威的機構を独占していたのである。

一九世紀初頭にいたつても、名主頭役身分と村との確執は続いていたのである。

## おわりに

まず、本稿のまとめをする。

①中国地方の中世前期惣荘祭祀は、古老・住人身分集団による宮座祭祀

であった。

②山野・用水などの共同利益と村落がどのように関係するかによって、中世後期村落は(1)乙名・村人身分への道か、(2)名主座への道を歩んだ。

③作人・小百姓との関係などを背景とした名の変質をうけて、名を祭祀頭役として再編成して成立したのが名主座である。頭文は、名を再編成した結果を示した文書である。

④名主座は、村落内身分である名主頭役身分の者たちが連合して運営する身分集団である。

⑤名主頭役身分の応分負担は、藤次成功身分の成功(直物負担)に相当するものであった。そのために、名主座には藤次階梯的な要素が発達しなかった。

⑥一六世紀後期、中国地方の村落において家が普遍的に成立した。この家を基盤とする座外の村落内勢力との名主座との確執と妥協がみられた。その結果、近世において名主頭役身分は家格を示すものへと変質し、名主座は家格制維持の権威的な機構となったのである。

以上、本稿では、村落内身分としての名主頭役身分という視点で、中世から近世を通して名主座のありかたを全般的に論じた。中世後期以降における名主座の事実認識については藤井氏ら先学の研究に依拠しつつ、議論を展開してきた。しかし、今回の議論を通して、新たな事実認識・事実認定の必要性が強く感じられた。

まず前述したように、名主頭役身分の形成が一四世紀初頭よりどれほどさかのぼるか。この点を具体的に考えてみるべきである。

名主頭役身分の身分特権のありかたとその変化について、もっと基礎的な事実確認をおこなう必要がある。従来の名主座研究では中世の名主との相違についての指摘はあったが、それが身分標識や身分特権の問題

として論じられたことはなかった。

前述したように中国地方においても、中近世移行期に検地などによる神田・除田などの没収がなされていた。しかし、鎮守社の神田没収が村落財政の面でのどのような影響をもたらしたのかについては十分議論されていない。村落財政補填策としての家役賦課や家役以外の財政貢献についても、さらなる事実確認が必要である。

また近世の名主座における家格制の深化や変化についても、事実関係を洗い直すべきである。寄頭などとして展開する場合と新座などの形で展開する場合とは、どのような条件の差があったのかなど、興味深い問題である。

従来の研究では、名主座の名の解体や名の開放、家格制の崩壊などをもって、宮座の村座化とみる傾向が一般的であった。これは、畿内近国の宮座においても、宮座の解体≠村座という点で、同様の研究傾向である。しかし前近代社会において、宮座の変質や「崩壊」が即、村座化につながると言い切れるだろうか。<sup>(68)</sup> 株座から村座へというシエーマにとられず、近世における宮座変質のありかたを実証的にみていく必要がある。これは、中国地方のみならず、宮座研究全般における課題でもある。

名主座の所在範囲についても、検討の余地がある。本稿の冒頭でも述べたように、近現代の民俗事例では名主座の事例は山陽地方以外では希薄である。しかし、中世後期の播磨国鶴荘では、鶴荘上宮(種田社)・下宮などで名を単位とする頭役がみられる。<sup>(69)</sup> 宮本氏は、名主座の分布範囲に、備前・備中・美作に加え、播磨・丹波をあげている。<sup>(70)</sup> 名主頭役身分の分布範囲を、中世・近世の丹波国・播磨国をも視野にいれて、検討していく必要がある。

今後、以上の点をふまえて、名主座の個別実証研究をすすめていきたい。

註

- (1) 肥後和男「美作の宮座」(和歌森太郎編『美作の民俗』、吉川弘文館、一九六三年、所収) 一九三頁。
- (2) 藤井昭『宮座と名の研究』、雄山閣出版、一九八七年、三頁。ただし同書では、どうして中国地方に年齢階梯的な宮座がみられないのかという点についての考察はなされていない。
- (3) 『近畿の民俗』兵庫県編(一九九五年)、『中国の民俗』鳥取県編・島根県編(一九九七年)、『四国の民俗』香川県編・愛媛県編・徳島県編・高知県編(一九九七年)、いずれも三二書房。これらのなかには全県にわたる緊急民俗調査を含むものがあるが、当然のことながら、すべての民俗事例を網羅するものではない。大まかな傾向をしめす例として用いたに過ぎない。なお松岡利夫氏は、山口県における頭屋祭祀(名主座)は希有な事例であると指摘している(松岡利夫「祭祀組織と村落社会」、小倉豊文編『地域社会と宗教の史的研究』、柳原書店、一九六三年)。
- (4) 藪部寿樹『日本中世村落内身分の研究』(校倉書房、二〇〇二年)終章・三二〇頁。
- (5) 前掲註(2) 藤井著書三二六頁。
- (6) 藪部寿樹「中世前期の百姓身分について」、『日本史学集録』二〇号、一九九七年。前掲註(4) 藪部著書第一章。
- なお島田次郎氏は、弓削島荘において、一―一二世紀の「住人集団」が、一二世紀末・一三世紀から南北朝期の「庄家共同体」(「百姓名主」の集団)になるとみている(島田次郎「日本中世共同体試論」、同『日本中世の領主制と村落』下巻、吉川弘文館、一九八六年所収)。しかし、かつて指摘したように、一二世紀段階で住人等が「百姓等」呼称を申状で使うのは、住人等の戦略的な意図によるものであり、住人等集団が百姓等集団に変化したわけではない。
- (7) 前掲註(6) 島田論文。
- (8) 前掲註(4) 藪部著書第一章。
- (9) 正応三年十一月伊予国弓削島荘百姓等起請文、東寺百合文書と、『鎌倉遺文』一七四九一号。『鎌倉遺文』は、以下「鎌」と略称する。
- (10) 元享四年九月伊予国弓削島荘百姓等申状、東寺百合文書な、鎌二八八三六号。
- (11) (元享四年頃力) 伊予国弓削島荘百姓等申詞、東寺百合文書な、鎌二八七一一号。
- (12) 天福元年六月金剛峯寺所司重解案(紀伊金剛峯寺文書、鎌四五三四号)、文永一一年七月太田荘太田方地頭等陳状(高野山文書又宝簡集一四二、鎌一一七〇号)。
- (13) 正安二年四月備後国太田荘官百姓等解、高野山文書又統宝簡集一四二、鎌二〇四二九号。
- (14) 嘉禄三年二月周防国多仁荘百姓解(九条家冊子本「中右記」元永元年七月一月巻裏文書、鎌三五八〇号)、仁治二年三月安芸国安摩荘衣田嶋庄官百姓等解(厳島神社文書、鎌六〇〇一号)。
- (15) 観心二年七月樞野荘百姓等申状(東大寺文書、「南北朝遺文 中国四国編」(以下「南」と略称する)二〇八六号)、応安六年二月金岡東荘名主百姓等申状(山城二尊院文書、南四〇二八号)、明徳四年九月上原郷名主百姓等目安状(山城九条家文書、南五五九号)、明徳五年五月上原郷御百姓等申状案(山城九条家文書、南五六〇四号)。
- (16) 天喜五年三月安芸国高田郡司解(厳島神社文書、「平安遺文」(以下、「平」と略称)八五四号)、治暦四年安芸国高田郡司解(同神社文書、平一〇三二号)、天永三年九月東寺牒(讃岐国善通寺曼陀羅院并氏人等衙宛、東寺文書禮、平一七七四号)、永久三年二月東寺政所下文(讃岐国善通寺曼陀羅院所司住人等宛、東寺百合文書ト、平一八四二号)。なお、住人等を宛先とする文書も、仁平二年八月周防国在庁下文(矢嶋住人等宛、鳥居大路文書、平二七六三号)など、数点みられる。
- (17) 承久三年一月清原宣景申状、京都大学図書館所蔵清家文書、鎌二八四五号。
- (18) 文永三年四月関東下知状(小早川家文書椋梨家什書、鎌九五二二号)、文保元年五月山内通資・慈観和与状案(山内首藤家文書、鎌二六二二五号)。
- (19) 嘉禎元年一月三人荘地頭得分田畠等配分注文、長門熊谷家文書、鎌四八四九号。
- (20) 高牧實「宮座と村落の史的研究」(吉川弘文館、一九八六年、一四〇頁)、黒田俊雄「村落共同体の中世的特質」(同『日本中世封建制論』、東京大学出版会、一九七四年)、前掲註(2) 藤井著書三二一―三三二頁。
- (21) 前掲註(6) 藪部論文。
- (22) 前掲註(2) 藤井著書三三二―三三五頁。
- (23) 前掲註(2) 藤井著書第二編第二章の二「中世後期の宮座と名」。
- (24) 前掲註(2) 藤井著書三三五頁。
- (25) 応永二年八月山王宮例講頭役番定写(天文二四年写)、宮地神社文書一、『岡山県古文書集』第四輯所収。寺阪五夫「美作宮座資料」(私家版、一九五四年、「美作郷土資料」、名著出版、一九八五年合本復刻)の「山王神社の例講」(同書七八―八五頁)にも同史料は翻刻されているが、翻刻内容が一部異なる。ここでは、『岡山県古文書集』の翻刻に従うこととする。

- (26) 正安四年三月志呂神社御祭頭文次第写(文安三年写)、志呂神社文書一号、『岡山県古文書集』第一輯所収。
- (27) 正安四年三月志呂神社御祭頭文次第写(享保一二年写)、志呂神社文書二号、前掲註(26)『岡山県古文書集』所収。
- (28) 元禄二年九月寺社奉行上書・志呂宮帳、志呂神社文書、同文書目録(岡山大学作成) 1-1-1号。
- (29) さきにあげた美作国山王宮(現宮地神社)も志呂神社と同じ弓削荘内の神社である。本文で引用した応永一二年山王宮例講頭役番定写の末尾部分にみえる「于時神主平右京亮盛政」も、本姓こそ橋・平と異なるものの、盛の字を同じく実名の一字としている。このことから、山王宮神主も、志呂神社を中心とする弓削荘内の社家集団の一員である可能性が高い。この点については、後考を期したい。
- (30) 畑中誠治「近世村落における神社祭祀の制度的慣行の形成と展開」、前掲註(3)『地域社会と宗教の史的的研究』所収。
- (31) 前掲註(26)及び(27)の文書。
- (32) 文保元年一〇月備後国地庇庄内某社御祭頭次第注文写、児玉文書一号、『広島県史』古代中世資料編Ⅳ(以下「広Ⅳ」と略称)所収。
- (33) 前掲註(25)に同じ。
- (34) 周防南方八幡宮祭礼旧記、弘濟寺藏本、『山口県史料』中世編上所収。
- (35) 前掲註(8)に同じ。
- (36) 若林陵一氏が前掲註(4) 園部著書を書評してくださった(若林陵一「園部寿樹著『日本中世村落内身分の研究』」、『歴史』一〇〇輯、二〇〇三年。書評のなかで、園部は惣荘・惣郷と個別村落を区別しないで議論していると、若林氏は批判された。同書のなかで、紀伊国東村のような個別村落と紀伊国荒川荘や大和国龍門惣郷のような惣荘・惣郷を同じ文脈で扱っていることは確かである。その点で、若林氏のようなご意見がでることはもともとだと思う。
- 従来、惣荘(惣郷)に村落結合の重点があるのか、惣村(個別村落)に重点があるのか、議論が区々であった。それを一般論で通そうとした点に、この議論のネックがあった。地域によっては、惣荘(惣郷)に重点がある、または惣荘惣村のケースもあり、二重構造が成り立っていない惣村のみの場所もある。仲村研氏(「中世後期の村落」、『荘園支配構造の研究』、吉川弘文館、一九七八年所収)のいう二重構造論は通説的な位置にあるが、個別村落が基幹的な村落であるとは限らないのである。本文で述べたように、基幹村落が惣荘・惣郷である場合もみられるのである。
- 拙著に即していえば、東村や荒川荘、龍門惣郷はいずれも山野や用水などを一義的におさえている基幹的な村落集団なのである。拙著では、そのような基幹的な村落集団に焦点をあわせて議論をしたのであり、基幹的な村落集団であるかぎり惣荘・惣郷か個別村落かという相違は問題にならないと考えていた。そして現在でも同様に考えている。
- ただ、以上の点を拙著できちんと論点整理をしていなかったことは、確かに問題であったと思う。
- なお、村落内身分以外の多様な身分に触れていない、村落内部の考察に終始しているなどの批判もいただいた。村落内に様々な身分が存在していることはよく承知しているが、まずは村落内身分に焦点をあてて議論をたてた。荘園領主と村落内身分との関連については多少触れた(拙著一七二―三頁など)が、地域社会との関連などにはほとんど触れていない。これも村落内部にまずは焦点をあてるという研究戦略によるものであった。村落内身分と他の身分との関連、村落と地域社会や領主との関連などは、今後の課題としたい。
- (37) 前掲註(4) 園部著書第五章・第六章。
- (38) 前掲註(4) 園部著書第二章・第三章・第七章。
- (39) 我妻建治「新見庄の『村落』の構成的展開」、『日本歴史』一一〇・一一二号、一九五八年。
- (40) 前掲註(25)に同じ。
- (41) 前掲註(34) 周防南方八幡宮祭礼旧記。前掲註(2) 藤井著書三四九―三五三頁。
- (42) 前掲註(2) 藤井著書八―九、五一―五三頁。
- (43) 前掲註(7)に同じ。
- (44) 慶長三年八月備後国御調郡杭稻荷社御祭頭注文、山科文書一、広Ⅳ所収。
- (45) 「久井稻生神社御当名調査総括表」、前掲註(2) 藤井著書三九―四三頁。なお、久井稻荷神社は、近代に久井稻生神社と改称した(「久井町誌」、久井町、一九九七年、二二八頁)。
- (46) 永徳三年□月八幡宮放生会出来注文、山内首藤家文書六三三号、『大日本古文書山内首藤家文書』所収。
- (47) 前掲註(31)に同じ。
- (48) 前掲註(4) 園部著書第三章。
- (49) ただし名主座に属階梯的要素が全く欠落しているわけではない。美作国の名主座である梶並八幡宮では、名頭が「烏帽子親」と呼ばれ、当人に「烏帽子着せ」をおこなう(『岡山県史』第一六巻民俗Ⅱ、岡山県、一九八三年、五五―五七頁)。これは名主座祭祀の一環として烏帽子成がなされたことを髣髴とさせるといえる。ただ現行民俗では、装束としての烏帽子を名頭が当人にかぶせることその

ものに眼目がおかれ、成年式という認識はほとんどみられないようである。

- (50) 前掲註(30) 畑中論文。  
 (51) 前掲註(30) 畑中論文。  
 (52) 前掲註(4) 蘭部著書第六章、蘭部寿樹「中近世移行期における近江国今堀郷宮座の変質〔米沢史学〕一八号、二〇〇二年」、同「丹波国山国荘における家格制の形成とその背景」〔山形県立米沢女子短期大学紀要〕三八号、二〇〇三年、同「中近世村落における宮座の変質と再編―結果、長男衆、そして神楽講―」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕一二二集、二〇〇四年)など。  
 (53) 前掲註(30) 畑中論文。  
 (54) 前掲註(52) に同じ。  
 (55) 天正五年八月乃美八幡宮御祭御頭次第注文、本宮八幡神社文書一号、広Ⅳ所収。  
 (56) 前掲註(2) 藤井著書四五―五一頁。  
 (57) 天文一七年二月平賀弘保袖判奉行人連署打渡状写、譜録(桂市郎右衛門保心条)所収文書、山口県文書館所蔵文書、「広島県史」古代中世資料編Ⅴ所収。  
 (58) 前掲註(2) 藤井著書一七〇―一七一頁。  
 (59) 前掲註(2) 藤井著書四四―四五頁。  
 (60) 寺阪五夫「宮代神社の座方」、同「美作宮座資料」、私家版、一九五四年(「美作郷土資料」、名著出版、一九八五年合本復刻)、一二〇―一二二頁所収。前掲註(2) 藤井著書四〇七―四〇八頁。なお、名主頭役身分の家格が株化することについては、三浦秀春「岡山県の宮座との特徴」〔日本民俗学〕一四二号、一九八二年)に詳しい。  
 (61) 宮本常一「岡山県御津郡加茂川町円城の祭祀組織」、『宮本常一著作集』二卷 中世社会の残存、未来社、一九七二年所収(初出一九五四年)。ただし、宮本氏が宮座の「お当」と武士団の「党」とを類推させて、名主座を武士団祭祀の関連で理解している点は首肯できない。  
 (62) 天文六年一〇月三河内八幡宮座配并祭田注文、井西文書一〇号、広Ⅳ所収。  
 (63) 寛文一三年三河内八幡宮御頭次第注文、井西文書、前掲註(2) 藤井著書一〇七―一〇七頁。  
 (64) 前掲註(2) 藤井著書一五六―一六四、四〇一、四〇七頁。  
 (65) 前掲註(30) 畑中論文二七四―二七五頁、前掲註(2) 藤井著書三九二頁。  
 (66) 宝永四年七月免田由来記、厨神社文書、前掲註(60) 寺阪著書一一五―一二〇頁。  
 (67) 前掲註(2) 藤井著書一七七―一七九頁。  
 (68) 撰津国上瓦村日野神社の宮座を研究した八木哲浩氏は、「果して『氏子全部』

(村落全体の意に肥後氏は使われている) がひとしく参加する様な村座が近世にあっただろうか」と疑問を投げかけている(「近世的宮座の成立と展開」〔神戸大学文学会研究〕八号、一九五五年、一一九頁)。この点をふまえて、近世の宮座について検討すべきであろう。

- (69) 鶴荘引付大永五年・天文一七年条など、「兵庫県史」史料編中世三所収。なお、廣田浩治「中世後期鶴荘の名」年貢収取と祭礼頭役―(播磨国鶴荘現況調査報告総集編)、太子町教育委員会、二〇〇四年、所収)を参照のこと。  
 (70) 前掲註(61) 宮本論文。

\* (二〇〇三年一〇月一五日成稿・二〇〇四年八月三日改稿)

#### 付記

本稿は、国立歴史民俗博物館共同研究「宮座と社会―その歴史と構造」(研究代表者・八木透氏)及び日本学術振興会科学研究費・基盤研究A「現代の宮座の総合的調査および宮座情報データベースの構築」(研究代表者・上野和男氏)による研究成果の一環である。

(山形県立米沢女子短期大学)

(二〇〇三年一二月一五日受理、二〇〇四年七月二二日審査終了)

## **A Study of the Local Status of Villagers in the Myoshu-za**

SONOBE Toshiki

The “Myoshu-za” is defined as “a Miyaza (council of elders) found in the Chugoku region that is made up of a number of Myo (administrative organ of agricultural fields) and their chiefs as its basic unit, and which rarely serves as a bridge to the next level.” This paper examines the Myoshu-za from the perspective of its status within a village.

First, I show that during the early part of the Medieval period, in the Chugoku region soshos (peasant administrative districts) rites were performed as Miyaza rites by groups of elders and men with resident status. These soshu Miyaza rites underwent change, resulting in the formation of the Myoshu-za at the beginning of the 14th century. Factors behind this were changes to the roles of Myo and the connection between Myo and communal benefits derived from mountains, fields and irrigation water, etc. Kashira-bun documents, which are regarded as evidence of the formation of the Myoshu-za, do not contain mention of the “autonomy” of the Miyaza, but they are documents that were compiled under the supervision of shrine families as a result of the reorganization of the Myo.

The Myoshu-za was a Miyaza that was operated jointly by persons who had the status of leading landowners within the local village. The contribution deemed appropriate for these leading landowners amounted to the success of the next successful status (an obligation to provide goods). It was because of this that within the Myoshu-za there did not develop an element that served as a bridge to the next level.

At the end of the 16th century, households were formed universally in villages in the Chugoku region. A compromise was reached over the feud between the Myoshu-za and those with power in villages from these households who did not belong to the Myoshu-za. As a result, during the Early Modern period the status of a landowner with a leadership role in Myo changed so that it came to indicate social standing, whereby the Myoshu-za became a powerful mechanism for upholding the system of social standing.

Lastly, the paper also covers issues related to the period when the status of a leading landowner was established, their special privileges, the impact that the confiscation of shrine-operated rice fields had on village finances and measures to counteract this, the entrenchment of the system of

---

---

household status and changes to this system, the situation after the “dissolution” of Miyaza and the range of the distribution of the status of leading landowners.